

# 携帯電話基地局定期点検 に関する欧州の状況

高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会資料

2020年7月9日

エリクソン・ジャパン、ノキア、欧州ビジネス協会

# 本資料について

- 5月28日の第一回会合では、欧州の状況として無線機器指令RED、携帯電話無線基地局の周波数（無線）要求条件、EU加盟国の状況について説明を行いました（資料1-5）。
- 会合にて、周波数要求条件が満たされない場合の扱いについて質問があったので、資料1-5の一部に情報を追加するものです。

# EU加盟国の状況

- 無線機器指令REDに従って無線基地局が市場に投入された後は、各EU加盟国にて周波数割当を受けた事業者はその基地局の運用が可能。
  - オランダ：周波数割当の条件には、運用開始後の基地局再検査・再測定はない。一方周波数割当を受けた事業者は、無線要求条件を満たす義務がある。**事業者が無線要求条件を満たさない場合、（執行機関からの警告ののち）周波数割当を取り消すことが可能。**
  - イタリア：運用開始後に3G、4G、および5G基地局を再検査・再測定を求めることは、周波数割当の条件にはない。基地局は無線機器指令REDに適合する必要がある。
  - ベルギー：状況はオランダ、イタリアと同様。